

第3期中期計画（骨子案）について＜県立下呂温泉病院＞

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（骨子案）（2020～2024年度） （下線は第2期からの変更箇所）	第2期中期計画（H27～31年度）
3 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	1 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するための取組	1 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するための取組
3-1 診療事業 飛騨圏域南部の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携の下、急性期医療、政策医療等の県民が必要とする医療を提供することを求める。	1-1 診療事業 岐阜県地域医療構想に基づき、岐阜県の中山間地域におけるへき地中核病院として、「生活の場の医療」を提供するとともに、産科、小児科、救急医療等政策的な医療提供体制の維持・推進を図る。	1-1 診療事業 岐阜県地域医療構想（平成28年7月策定）に基づき、飛騨地域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携の下、医療水準を高めながら地域の実情に適した高度・先進医療、急性期医療、政策医療等の県民が必要とする医療を提供する。
3-1-1 より質の高い医療の提供	1-1-1 より質の高い医療の提供	1-1-1 より質の高い医療の提供
<p>法人が有する人的・物的資源を有効に活用し、病院の特性や専門性を生かした医療に取り組むことで、県内医療水準の向上に努めること。</p> <p>特に、<u>医師、薬剤師等医療スタッフの確保や医師のタスクシフティング（業務の移管）に資する特定行為を実施できる看護師の育成、各職種の教育研修の充実に努め、提供する医療水準の維持・向上を図ること。</u></p> <p>また、個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供するため、<u>チーム医療やクリニカルパスの推進、入退院支援の充実、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）などの活用</u>に努めること。</p> <p>さらに、<u>院内感染予防や医療事故防止等医療安全対策を徹底し、安全・安心な医療と治療環境の提供に努めること。</u></p>	<p>(1) <u>医療機器の計画的な更新・整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> この地域で提供可能な急性期医療を推進するため、医療機器の計画的な更新・整備を進める。 医療機器の整備及び更新に当たっては、リース等を含めた最適な導入形態を検討する。 また、これらの医療機器の持つ能力を充分引き出せるような技術の取得及びレベルアップができるような体制を整備する。測定機器の校正など精度管理を徹底する。 <p>(2) <u>医師、看護師、薬剤師等の医療従事者の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> より質の高い医療を安定的に提供するため、医師、看護師、薬剤師等医療スタッフの確保、定着を図る。 特に、医師の勤務条件を緩和するため医師確保と医師定着化の取組として次の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ①地域医療研究研修センターにおいて地域医療を志す医師の養成 ②定年を迎えた医師のうち、質の高い医療の提供に寄与すると認められる者の再雇用 ③医師募集エージェントへの登録（インターネット等の活用） ④医療ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう非常勤医師を活用 ⑤医師の業務負担の軽減を図るため、医師事務作業補助者の充実 ⑥地元出身者、地元関係者への働きかけ 看護師負担の軽減のため、ポーター制度の継続、PNS（パートナーシップ・ナーシング・システム）の定着、看護補助者の適正配置 	<p>(1) <u>高度医療機器の計画的な更新・整備</u></p> <p>高度専門医療等の水準を維持・向上させるため、中期目標の期間における更新及び整備計画を策定し、高度医療機器の計画的な更新・整備を進める。</p> <p>医療機器の整備及び更新に当たっては、稼働率や収支の予測を十分に行った上で進めるとともに、リース等を含めた最適な導入形態を検討する。</p> <p>また、これらの医療機器の持つ能力を充分引き出せるような技術の取得及びレベルアップができるような体制を整備する。日々の測定機器の校正、各種精度管理サーベイへの参加など精度管理を徹底する。</p> <p>(2) <u>医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の確保</u></p> <p>より質の高い医療を安定的に提供するため、医師、看護師、コメディカル等医療従事者の必要数確保及び定着を図る。</p> <p>特に医師の勤務条件を緩和するため医師確保と医師定着化の取組として、次の事項等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 下呂温泉病院勤務医師や岐阜大学地域医療医学センター医師等が地域の教育研究を実践する場として設置した地域医療研究研修センターにおいて、地域医療を志す医師の養成 定年を迎えた医師のうち、質の高い医療の提供に寄与すると認められる者の再雇用 インターネットや医学専門誌などのメディアの積極的活用による医師の公募 県民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう非常勤医師を活用 医師の業務負担の軽減を図るため、医師事務作業補助者を充実する

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	<p>など支援体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護体制維持に必要な看護師数の確保を図るため、WLBの推進、再就職支援者研修、学校訪問などに取り組む。 薬剤師確保への対応として次の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ①薬剤部のある大学教員や薬学生との交流、行事などへの参加推進 ②地元出身者、地元関係者への働きかけ ③病院ホームページ、新聞、地域情報誌などを通じた情報発信 ④薬剤業務補助者の活用による薬剤師の負担軽減、病棟業務やチーム医療への業務展開を維持・推進 ⑤薬剤師募集エージェントへの登録 <p>(3) 大学等関係機関との連携や教育研修の充実による優れた医師の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> 岐阜大学地域医療医学センター及び岐阜県総合医療センター等の連携による臨床研修医の受入れ及び指導体制の充実を図る。特に地域医療を志す医師を養成する。 <p>(4) 特定行為看護師や認定看護師等の資格取得の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門性を高める資格取得を促進し、特定行為看護師や認定看護師等の育成、活用を図る。 新卒看護職員卒後研修やラダー研修(キャリアアップの階層研修)による看護実践能力の習得を支援する。 <p>(5) コメディカルに対する専門研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等の専門技能の向上を図るため、研修等への参加による専門技能の向上や資格取得できる体制を確保する。 特に、理学療法士等のリハビリセンター職員については、疾患別体系の担当者別に、高度で専門業務に必要な資格・知識を要する認定療法士の養成を推進し、セラピストの知識・技術の向上を図る。 <p>(「EBMの推進」1-2-2(2)へ移動)</p>	<p>ほか、看護師が医療業務に専念できるように病棟事務補助者の設置に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 再就職支援者研修を開催するなど看護師負担の軽減とともに高い患者サービスも可能な看護体制維持に必要な看護師数の確保 <p>(3) 大学等関係機関との連携や教育研修の充実による優れた医師の養成</p> <p>岐阜大学地域医療医学センター及び岐阜県総合医療センター等の連携により多くの臨床研修医の受入れと指導体制の充実を図り、特に地域医療を志す医師の養成を行う。</p> <p>(4) 認定看護師等看護の専門性を高める資格取得の促進</p> <p>患者及びその家族に接する機会が多い看護職の専門性の向上及び水準の高い看護を提供するため、各種認定看護師等看護の専門性を高める資格取得を促進する。新卒看護職員卒後研修やラダー研修(キャリアアップの階層研修)を開催し、看護実践能力の習得を支援する。</p> <p>また、新たな受講方法としてeラーニング(Electronic Learning)による研修を導入する。</p> <p>(5) コメディカルに対する専門研修の実施</p> <p>薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等の技術職について、研修等を充実し、専門技能の向上を図る。特に、理学療法士等のリハビリ職員については、疾患別体系の担当者別に職員の専門的・実践的研修を実施する。</p> <p>また、学会発表、技師会活動を支援するほか、先進病院への出向研修支援を行い、各種認定資格の取得を促進することで専門性を高めるなど、優れた技能・知識を有する職員の養成に努める。</p> <p>(6) EBMの推進</p> <p>学会の診療ガイドライン等に基づいたクリニカルパス(入院患者に対する治療の計画を示した日程表)を作成し、クリニカルパスの積極</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	<p>(6) 専門性を発揮したチーム医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> あらゆる部門や職種を超えた良好なコミュニケーションの下に、専門職が一つになって総合的な医療を行う。 より専門的かつ安全な診療を実現するために、医師・看護師・コメディカルなど職種間の協働に基づくチーム医療をより一層推進する。(褥瘡回診、NST、感染対策チーム、排泄ケアチーム等) <p>(7) ICT(情報通信技術)やAI(人工知能)等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ICカード(Integrated Circuit Card)型診察券の導入、診療の効率化、医療従事者の負担軽減につながるICTやAI等の活用について調査・検討を行う。 <p>(8) 入退院支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 他職種共同カンファレンスの実施や連携医療機関等との情報共有を進めるなど地域連携の充実を図る。 入院前から退院後まで一貫した医療が提供できるよう、様々な部門との調整を図り、患者と家族を支援するPMF(Patient Flow Management)の導入を図る。 <p>(9) 医療事故防止等医療安全対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> インシデント、アクシデントに関する情報収集及び的確な原因分析に基づく改善策を立案し、必要な情報を関連部署に迅速に提供する。 改善策の遵守状況の確認や、対策実施後の評価等を定期的に討議し、医療事故の再発防止を図る。 全職員が患者の安全を最優先して万全な対応が行えるように、医療の専門的知識や安全確保に必要な技術、責務と倫理、コミュニケーション能力の向上など、安全管理に関する研修を行う。 	<p>的な活用強化に取り組むとともに、バリエーション分析(設定した目標に対して逸脱した事項の分析)等を行うことにより、医療の質の改善、向上及び標準化を図り、「最も信頼できる根拠」と「医療者の専門性」と「患者の臨床状況と価値観」を統合して、患者さんにとってよりよい医療(EBM: Evidence Based Medicine)を提供する。</p> <p>また、電子カルテを中心とする医療総合情報システムをより有効に活用し、クリニカルパスの電子化や診療支援及び安全管理への活用を図り、医療水準の向上及び診療内容の標準化を進める。</p> <p>(7) 専門性を発揮したチーム医療の推進</p> <p>あらゆる部門や職種を超えた良好なコミュニケーションの下に、専門職が一つになって総合的に医療を行うとともに、より専門的かつ安全な診療を実現するために、医師・看護師・コメディカル等職種間の協働に基づくチーム医療をより一層推進する。</p> <p>(8) メディカカードの導入などのITの活用</p> <p>電子カルテシステムの充実にも努めるほか、メディカカードやICカード(Integrated Circuit Card)型診察券の導入は、利用者の利便性を考慮に入れて一枚に共通化する等に取り組む。</p> <p>(9) 医療安全対策の充実</p> <p>○インシデント・アクシデント報告の分析及び改善策の共有化</p> <p>院内の医療安全対策室において、医療総合情報システムを活用し、インシデント及びアクシデントに関する情報の収集及び分析に努め、リスクを回避する方策の立案や、対策実施後の評価等を定期的に討議し、医療事故の再発防止及び予防の徹底を図る。</p> <p>また、分析結果及び改善策について、医療総合情報システムにより情報の共有化を図る。</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	<p>(10) 院内感染防止対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手指衛生の徹底を図るため、職員への啓発と環境の整備に取り組む。 ・職員教育と感染対策実施状況の点検により、標準予防策と感染経路別予防策の強化を図る ・針刺し等血液曝露予防の啓発や、職員に対するワクチン接種等により、職業感染防止対策を推進する。 ・アウトブレイクや重大な院内感染事例が発生した場合には、状況把握と疫学調査により対応し感染拡大及び再発防止策を講じるとともに、県民への適正な情報提供に努める。 ・<u>AST(抗菌薬適正使用支援チーム)カンファレンスで、抗菌薬使用事例の適正について検討し、必要な時は治療変更を指示するなど、薬剤耐性菌(AMR)対策を講じる。</u> 	<p>○安全管理に関する研修体制の充実</p> <p>全職員が患者の安全を最優先にして万全な対応を行うことができるように、情報の収集・分析による医療安全対策の徹底及び医療安全文化の醸成など安全管理に関する研修体制を充実する。</p> <p>(10) 院内感染防止対策の確立</p> <p>複数の医療職から構成する院内感染対策室を中心に、職員に対する院内防止対策(マニュアル)の周知徹底・啓発を行うとともに、定期的に感染対策委員会を開催し、感染の状況や感染対策活動の評価等を行う。</p> <p>また、重大な院内感染が発生した場合には、医療事故と同様に、原因の分析・再発防止策の立案と県民に対する適正な情報提供に努める。</p>
<p>3-1-2 患者・住民サービスの向上</p> <p>来院から診察、検査、会計等に至る全てのサービスの待ち時間の改善、快適性及びプライバシー確保に配慮した院内環境の充実、インフォームドコンセントの徹底、セカンドオピニオンの推進、医療に関する相談体制の充実など、病院が提供する全てのサービスについて患者の利便性の向上に努めるとともに、患者満足度調査の実施等により満足度の向上を図ること。</p> <p>また、病院運営について、ホームページなどを通じて積極的に情報発信するとともに、患者のみならず地域住民の意見を取り入れ、患者・住民サービスの向上を図ること。</p>	<p>1-1-2 患者・住民サービスの向上</p> <p>(1) 待ち時間及び検査待ちの改善等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療時間の弾力化など各種対策により待ち時間の短縮に取り組む。 ・定期的なラウンドを行い、患者の状態把握・異常時の早期対応に努める。 <p>(2) 院内環境の快適性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全室個室化をはじめとする施設の利便性を活用し、患者のプライバシーとアメニティの確保に配慮した快適な院内環境づくりに取り組む。(ご意見箱等に寄せられた意見への適切な対応、院内ラウンドの実施) ・外来患者に対するスムーズな受診体制の推進を図る。 ・病院給食については、治療効果を高める栄養管理の向上のため、医療スタッフが連携し、患者の症状や病態に応じた食事の提供など食事の個別対応をより一層推進する。(NST、褥瘡、緩和、摂食嚥下部会などのチーム医療への積極的参加) ・季節毎の展示物や院内コンサート等、患者に安らぎを提供する行事の質の向上を図る。 ・地域住民等による院内ボランティアへの支援を行う。 	<p>1-1-2 患者・住民サービスの向上</p> <p>(1) 待ち時間の改善等</p> <p>診療時間の弾力的運用など待ち時間の短縮や待ち時間の過ごし方について総合的な待ち時間対策に取り組む。待ち時間等の実態を把握し、総合的な待ち時間対策に反映させる。</p> <p>(2) 院内環境の快適性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者からの改善要求については、可能な限り改善に努めるとともに、全室個室化をはじめとする施設の利便性を活用し、患者のプライバシーとアメニティの確保に配慮した快適な院内環境づくりに取り組む。 ・外来患者に対するスムーズな受診体制の推進を図る。 ・食材の直接管理による良質な食事や患者個々の嗜好に合わせた主食・主菜の選択や副食の調理形態の変更に取り組む。 ・院内コンサート等、患者に安らぎを提供する行事の質の向上を図る。 ・病院運営の中におけるボランティアの役割を明確にした上で、ボランティアを積極的に受け入れ、患者・市民の目線に立ったサービスの向上に努める。

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（骨子案）（2020～2024年度） （下線は第2期からの変更箇所）	第2期中期計画（H27～31年度）
	<p>(3) 医療に関する相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情等へ迅速な対応ができる組織体制を充実するほか、検査や薬の相談窓口を開設（医師説明の補助）する。 ・接遇研修会の開催やeラーニングの受講を通じて職員の接遇意識の向上を図る。 <p>(4) 患者中心の医療の提供及び患者満足度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の権利（安全、平等で最善の医療、情報の開示を受け、自己決定できるなど）の保証と職員への周知、医療従事者としての倫理観の確立に努める。 ・ピンクリボンキャンペーンの趣旨に賛同し、働く女性に対する休日の検診体制を充実する。 患者満足度の指標を設定 <p>(5) インフォームド・コンセントの徹底、セカンドオピニオンの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者自らが選択し納得できる医療を提供するため、インフォームドコンセントの徹底、セカンドオピニオンを推進する。 <p>(6) 病院運営に関する情報発信及び意見の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の代表者等を構成員とする「下呂温泉病院運営協議会」を定期的 に開催、意見交換を行い、その結果を病院運営に反映させる。 ・病院広報誌及びホームページを活用し、病院運営状況の情報提供等 を行う。 	<p>(3) 医療に関する相談体制の充実</p> <p>苦情等へ迅速な対応ができる組織体制を充実するとともに、接遇研修会を開催する等職員の接遇意識向上にも努める。 また、検査や薬の相談窓口を開設（医師説明の補助）する。</p> <p>(4) 患者中心の医療の提供</p> <p>患者の権利（安全・平等で最善の医療、情報の開示を受け、自己決定できる等）の保証と職員への周知、医療者としての倫理観の確立に努める。 また、ピンクリボンキャンペーンの趣旨に賛同し、働く女性に対する休日の検診体制を充実する。</p> <p>(5) インフォームド・コンセントの徹底、セカンドオピニオンの推進</p> <p>患者自らが選択し納得できる医療を提供するため、インフォームドコンセントの徹底、セカンドオピニオンを推進する。</p> <p>(6) 患者や周辺住民からの病院運営に関する意見の反映</p> <p>患者や周辺住民を対象とした病院満足度調査を実施するとともに、地域の代表者等との意見交流を行うなどその結果を病院運営に反映させる。</p>
<p>3-1-3 診療体制の充実</p> <p>医療需要の質的・量的な変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者動向や医療需要の変化に即して診療部門の充実若しくは見直し又は専門外来の設置若しくは充実など診療体制の整備・充実を図ること。</p>	<p>1-1-3 診療体制の充実</p> <p>(1) 患者動向や医療需要に即した診療体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病診連携機能を強化するとともに、患者の動向や医療需要の変化に即した診療体制の整備及び充実を図る。 ・非常勤医師対応の診療科（泌尿器科、眼科等）の充実を図る。 ・生理検査（聴力検査、超音波検査）など検査業務の充実を図る。 ・手外科のリハビリテーション、ボトックス治療後のリハビリテーション、がん患者の緩和リハビリテーションの充実を図る。 ・発達障がい児に対し、個々の能力に応じて感覚統合療法、言語聴覚療法を実施するなど、専門的かつ継続的な小児リハビリテーションの充実を図る。 ・嚥下造影検査（VF）・嚥下内視鏡検査（VE）を活用して、摂食機能療法の充実を図る。 	<p>1-1-3 診療体制の充実</p> <p>(1) 患者動向や医療需要の変化に即した診療体制の整備・充実</p> <p>病診連携機能を強化するとともに、患者の動向や医療需要の変化に即した診療体制の整備及び充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児科及び産婦人科の維持、また、患者の平均年齢が高齢化していることから、非常勤医師対応の診療科（泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科等）の充実を図る。 ・生理検査（聴力検査・超音波検査）等検査業務を拡充する。 ・上肢機能を再建する手外科のリハビリテーション、異常な筋収縮に伴う症状を軽減するボトックス治療後のリハビリテーション、がん患者の緩和リハビリテーションの充実を図る。

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病、病状に応じたきめ細やかな治療として、引き続き午後5時以降の夜間透析を実施する。 (2) 多様な専門職の積極的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ・高度な専門性を有する職員を外部から登用するにあたり、その専門性に適した処遇を行う。 ・高度な専門性を有する職員が定年を迎えた場合は、再雇用制度により引き続き雇用に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> (2) 多様な専門職の積極的な活用 <ul style="list-style-type: none"> 高度な専門性を有する職員を外部から登用するにあたり、その専門性に適した処遇を行う。さらに、高度な専門性を有する職員が定年を迎えた場合の再雇用制度により引き続き雇用に努める。
<p>3-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携</p>	<p>1-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携</p>	<p>1-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携</p>
<p><u>医療保険者による糖尿病の重症化予防や脳卒中、心臓病その他の循環器病の予防等の取組を推進すること。</u></p> <p>近隣の医療機関等との役割分担を明確にし、病院・病棟機能の分化・強化を図るとともに、地域連携クリニカルパスやICT(情報通信技術)の活用などにより地域の医療機関との連携を充実・強化し、地域の実情に応じて飛騨圏域南部の基幹病院としての機能を引き続き発揮し、県民が求める医療を提供すること。</p> <p><u>また、紹介率・逆紹介率の維持・向上に努めること。</u></p> <p>さらに、円滑に在宅医療・介護へ移行するため、他の機関との連携を充実・強化し、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供の促進を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 近隣の医療機関等との役割分担の明確化と連携強化による紹介率・逆紹介率の維持・向上 <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の医療機関と連携強化することで、紹介・逆紹介を促進する。 <u>紹介率、逆紹介率の指標を設定</u> ・下呂市立金山病院との役割分担の明確化と連携を強化する。 ・医療機器、開放病床の共同利用について、引き続き利用拡大を促進する。 ・下呂市医師会の会員として、当院で理事会を開催するなど引き続き協働体制を推進する。 ・下呂市健康福祉部との医療関係課長会議に参加し、意見交換を行うなど連携を図る。 ・消防署との情報交換会、研修、ぎふ救急ネットの活用等により地域の救急医療の充実、強化する。 (2) 地域連携クリニカルパスの整備普及 <ul style="list-style-type: none"> ・CKD予防に取り組む連携パスの普及促進 (慢性腎臓病(CKD:Chronic Kidney Disease)予防に取り組む下呂市が作成した手帳について、普及促進に努めるとともに生活指導の充実を図る。) ・下呂市主催の会議に積極的に参加するなど関係者との連携強化を図る。 ・地域連携クリニカルパスの普及に向けて拠点病院と意見交換を行う 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 近隣の医療機関等との役割分担の明確化と連携強化による紹介率・逆紹介率の向上 <ul style="list-style-type: none"> 近隣の医療機関と連携強化することで、紹介・逆紹介を促進する。 下呂市立金山病院については次のとおり役割分担を明確化する。 ア 岐阜県立下呂温泉病院 急性期医療(脳疾患、心疾患)、回復期医療、産科医療、二次救急医療、病棟機能(急性期病棟・地域包括ケア病棟・回復期病棟) イ 下呂市立金山病院 急性期医療、慢性期医療、一次救急医療、病棟機能(急性期病棟・療養病棟) また、脳血管障害後遺症等での長期入院患者については、下呂市立金山病院が受け皿の役目を果たすなどの連携を確保することで、地域で完結できる医療体制づくりに努めるほか、下呂市健康医療部との医療関係課長会議に参加し、意見交換を行う。 さらに、地域の医療機関による高度医療機器の使用や開放型病床の共同利用に努めるなど病診・病棟連携を推進するほか、下呂市医師会の会員として、当院で理事会を開催するなど引き続き協働体制を図る。 (2) 地域連携クリニカルパスの整備普及 <ul style="list-style-type: none"> 飛騨地域の中核病院として、他の医療機関との機能分担と連携を強化するために、地域連携クリニカルパスの整備・普及等に取り組む。 慢性腎臓病(CKD:Chronic Kidney Disease)予防に取り組む下呂市が作成した連携パスについて、二次医療機関として普及促進に努める。 (3) 救急医療コミュニティシステム等の活用

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	<p>など整備普及を促進する。</p> <p>(3) <u>予防医療の推進</u> <u>・医療保険者による糖尿病の重症化予防や脳卒中、心臓病その他の循環器病の予防等の取組を推進する。</u></p> <p>(4) <u>在宅医療・療養へ移行するための地域の介護・福祉機関との連携強化による地域包括ケアシステムの推進</u> <u>・地域の介護・福祉機関との連携を強化し、介護・福祉機関への患者情報の積極的な提供や、退院後1週間以内に行われる退院支援カンファレンス、退院時カンファレンスの取り組みの強化等により、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービスを提供する。</u> <u>・終末期医療体制の充実と介護老人保健施設等との連携による看取りの推進を図る。</u> <u>・認定看護師など専門性の高い能力を活用して在宅療養支援の充実を図る。</u></p>	<p>病病・病診連携の一層の促進を図るため、CD-R(Compact Disc Recordable)を用いた画像データ等の患者情報の提供から更に進め、救急医療コミュニティシステムの利用による患者情報の共有化を推進する。</p> <p>(4) 地域の介護・福祉機関との連携の強化 地域の介護・福祉機関との連携を強化し、介護・福祉機関への患者情報の積極的な提供や、退院時カンファレンスの取組の強化等により、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービスを提供する。</p>
<p>3-1-5 重点的に取組む医療</p>	<p>1-1-5 重点的に取組む医療</p>	<p>1-1-5 重点的に取組む医療</p>
<p><u>急性期医療及び政策医療といった他の医療機関においては実施が困難ではあるものの県民が必要とする医療を確保するとともに、二次救急医療機関としての役割を維持すること。</u> <u>特に、高齢人口が多い地域性を踏まえた予防医療の推進及び回復期機能の更なる充実等により、予防から治療、在宅復帰支援までの一貫した医療を提供するとともに、へき地医療拠点病院として診療所への医療支援の充実を図ること。</u> <u>予防医療については、がん検診の精度管理の向上等により総合健診センターの更なる充実を図るとともに、認知症予防対策の推進に取り組むこと。</u> <u>また、医療と介護の両方を必要とする患者や終末期に自宅での療養を望む患者への対応のため関係機関との連携の推進を図るとともに、認定看護師等の活用により、在宅療養支援の充実を図ること。</u></p>	<p>岐阜県地域医療構想に基づき、岐阜県の中山間地域におけるへき地中核病院として、「生活の場の医療(※)」を提供するとともに産科、小児科、救急医療等政策的な医療提供体制の維持・推進を図る。 ※生活の場の医療：この地でしか医療が受けられない人や、生活している場所でしか受けられない医療</p> <p>(1) へき地医療の拠点的功能の充実 ・地域医療研究研修センターの充実、診療所への医療支援 ・ドクターヘリの活用等による高度医療機関との連携強化</p> <p>(2) <u>リハビリテーションの推進</u> 地域リハビリテーションの基幹的な病院として、地域リハビリテーションの普及促進、人材育成の役目を継承しつつ、地域包括ケアシステムを推進する。急性期・回復期・維持期の各段階において、切れ目なく、連続した幅広いリハビリテーションが適切に提供できるよう、特に、次の事項に重点的に取り組む。</p>	<p>二次医療を行う飛騨南部地域の唯一の中核病院として、不採算・特殊部門となりやすい救急・小児・周産期医療等の提供に努める。 また、へき地医療の拠点病院として、「生活の場の医療」を県立病院の立場から創設し、その結果を研修医等に反映させるよう努力し、地域住民及び県民から信頼され必要とされる病院づくりを推進する。</p> <p>(1) へき地医療の拠点的功能の充実 県全体の約12%も占める広大な診療面積と飛騨川水系に沿った細く長い距離を有するという特徴のため、病院という施設医療のみでは住民の健康を守ることはできない。 地域医療研究研修センターの機能を充実し、検診医療の充実と地域診断機能の創設、さらに、診療所との連携強化を図ることで、予防医学及び連携医療を構築し、「生活の場の医療」の完成を目指す。</p> <p>(2) <u>専門的なりハビリテーション治療の実施</u> これまで当院が担ってきた県下の地域リハビリテーションの基幹的な病院として、地域リハビリテーションの普及及び人材養成に加えて、医療及び介護における役割分担を踏まえ、患者の疾病及び症状に応じた、きめ細やかなリハビリテーションを実施するとともに、急性期医療から在宅までを見据えた地域連携による地域密着型の一貫したリハ</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期から回復期にかけての一貫した多職種連携による最適なリハビリテーション医療の提供、在宅復帰を支援する。 ・障がい児リハビリテーションの充実を図る。 ・多職種連携によるケア会議の充実及び地域包括支援センターや地域の介護・福祉施設への患者情報の提供体制を確立する。 ・リウマチ患者に対する生活指導、相談等を行う教育入院を実施する。 ・退院前訪問指導の強化と退院後の生活を見据えた質の高い住宅環境整備指導を実施する。 ・手の外科のリハビリテーション、ボトックス治療後のリハビリテーション、がん患者の緩和リハビリテーションの充実を図る。 ・専門的かつ継続的な小児リハビリテーションの充実を図る。 ・嚥下造影検査(VF)・嚥下内視鏡検査(VE)を活用して、摂食機能療法の充実を図る。 <p>(3)「生活の場の医療」の提供等による地域包括ケアシステムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活の場の医療の提供として、この地域で提供可能な急性期医療を推進するとともに、在宅復帰支援病棟(地域包括ケア病棟・回復期病棟)を有効活用することにより、在宅復帰支援の充実強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携室の充実、在宅復帰に向けた関係機関との連携を推進する。 ○終末期医療体制の充実と介護老人保健施設等との連携による看取りの推進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・緩和部会を中心として、アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の理解を深める。 ・緩和外来を実施する。 ○認定看護師など専門性の高い能力を活用して在宅療養支援の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーションや施設と連携し、在宅療養患者の支援を行う。 	<p>ビリテーション提供体制を確立する。特に、次の事項に重点的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の患者にあったリハビリテーションプログラムの作成及び実施 ・急性期医療においては、廃用症候群を予防し、合併症に注意しつつ十分なリスク管理の下、早期離床を目的に、座位・立位、歩行、摂食・嚥下訓練などの積極的なリハビリテーション治療の実施 ・身体機能の中で、より複雑な動きが求められる手のリハビリテーションの充実 ・リウマチ患者に対する生活指導、相談等を行う教育入院の実施 ・高齢化の増加に伴い認知症患者の増加が見込まれる中、早期診断方法及びリハビリテーションを組み合わせた認知症の予防・治療体制の確立 ・福祉住環境コーディネーター2級以上のライセンスを持った理学療法士・作業療法士による退院後の生活を見据えた質の高い住宅環境整備の指導の実施 ・専門的知識を持った理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による障がい児療育支援の実施 ・地域の介護・福祉機関との連携の強化

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーマ外来において、患者への生活指導を行う。 ・排尿自立支援チームによる病棟ラウンドの実施など、在宅療養へスムーズに移行できるよう支援する。 ・オスメイト(ストーマ保育者)患者会との連携や勉強会の実施などを通じて、在宅サポートの充実を図る。 ・ホームページに認定看護師からの最新情報を掲載し、地域からの相談を積極的に受け入れるなど在宅療養支援の充実を図る。 <p>(1) へ統合</p> <p>(4) <u>地域性を踏まえた予防医療の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合健診センターの人的体制及び設備の充実を図りつつ、次のような取組を行っていく。 ①下呂市及び岐阜県などと連携し、がん検診の精度管理の向上を図りつつ、下呂市健診・検診の更なる拡大を図る。 ②幅広い受診者ニーズに的確に対応できるよう健診コース等の更なる充実を図る。 ③生活習慣病の発症予防と重症化予防を図る。 ④健診受診後の特定保健指導等での働きかけや精密検査の受診勧奨などきめ細かい事後対応を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期診断方法の普及を図る。 ・地域と連携し、リハビリテーションを組み合わせた認知症予防対策を推進する。 	<p>(3) 急性期医療の推進</p> <p>高度・先進医療、急性期医療及び政策医療といった、他の医療機関においては実施が困難ではあるが、県民が必要とする医療を提供するとともに、屋上ヘリポートを使用したドクターヘリの活用等により岐阜地域等の高度・先進医療機関との連携を強化する。</p> <p>(4) 予防医療の推進</p> <p>「生活の場の医療」の中で予防医学の基本となる健診・検診、特に下呂市(旧下呂町)が公民館等で行っている集団健診も含め積極的に受託できるように努め、市・医療機関と連携し予防医療を推進する。</p> <p>(5) 在宅療養支援体制の構築及び推進</p> <p>急性期病棟の機能強化と併せて地域包括ケア病棟機能の充実により、在宅復帰に向けた関係機関との連携を推進する。</p> <p>認定看護師などの専門性の高い能力を活用し、在宅で療養している患者、家族が安心して療養生活ができるよう相談窓口として、「在宅療養支援センター」を設置するとともに訪問看護ステーションや施設とも連携した訪問指導の充実を図る。</p>
<p>3-2 調査研究事業</p> <p>法人で提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上を図るための調査及び研究を行うことを求める。</p>	<p>1-2 調査研究事業</p> <p>岐阜県立下呂温泉病院で提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上を図るための調査及び研究を行う。</p>	<p>1-2 調査研究事業</p> <p>岐阜県立下呂温泉病院で提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上を図るための調査及び研究を行う。</p>
<p>3-2-1 調査及び臨床研究等の推進</p> <p><u>先進医療</u>の各分野において、疫学調査や診断技法・治療法の開発、臨床応用のための研究を推進すること。</p> <p>岐阜県及び飛騨圏域南部の医療の水準の向上に寄与する観点から、大学等の研究機関や企業との共同研究などを促進すること。</p>	<p>1-2-1 調査及び臨床研究等の推進</p> <p>(1) 調査及び臨床研究等の推進</p> <p>治験や調査研究事業に積極的に参画できる体制を充実し、受託件数の増加に努めるとともに、大学等の研究機関との共同研究を進める。</p>	<p>1-2-1 調査及び臨床研究等の推進</p> <p>(1) 調査及び臨床研究等の推進</p> <p>治験や調査研究事業に積極的に参画できる体制を充実し、受託件数の増加に努めるとともに、大学等の研究機関との共同研究を推進する。</p>

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（骨子案）（2020～2024年度） （下線は第2期からの変更箇所）	第2期中期計画（H27～31年度）
<p>3-2-2 診療情報等の活用</p> <p>電子カルテシステム等をより有効に活用し、標準化された診療データの収集・分析を行い医療の質の向上を図るとともに、他の医療機関への情報提供を行うこと。</p>	<p>1-2-2 診療等の情報の活用</p> <p>(1) <u>医療総合情報システムの更新</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期医療総合情報システムへの円滑な更新を図る。 <p>(2) <u>電子カルテ等に蓄積された各種医療データの有効活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・院内の医療従事者の総合的なレベルアップを図るため、医療情報システム及びDPC提出データに蓄積された各種医療データを分析し、医療情報として提供できる体制を確立する。 ・また、地域の医療機関へ医療情報を提供することにより地域医療全体の活性化を図る。 ・さらに、診療情報管理士有資格者の確保及び養成により、診療情報の管理、分析及び活用を図る。 <p>(3) <u>集積したエビデンスのカンファレンス、臨床研修、臨床研究等への活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積したエビデンスをカンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用することで、医療の質の向上を図る。 ・特に、地域医療研究研修センターでの調査研究事業において有効な活用を図る。 ・また、クリニカルインディケーター（臨床指標）を導入し、及び公表する。 	<p>1-2-2 診療情報等の活用</p> <p>(1) 医療総合情報システムに蓄積された各種医療データの有効活用</p> <p>医療総合情報システムに蓄積された各種医療データを分析し、医療情報として提供することにより院内の医療従事者の総合的なレベルアップを図る。</p> <p>また、その情報を地域の医療機関へも情報提供することにより地域医療全体の活性化を図る。</p> <p>さらに、診療情報管理士有資格者の確保及び養成により、診療情報の管理、分析及び活用を図る。</p> <p>(2) 集積したエビデンスのカンファレンス、臨床研修、臨床研究等への活用</p> <p>集積したエビデンスをカンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用することで、医療の質の向上を図る。</p> <p>特に、地域医療研究研修センターでの調査研究事業において有効な活用を図る。</p> <p>また、クリニカルインディケーター（臨床指標）を導入し、及び公表する。</p>
<p>3-3 教育研修事業</p> <p>医療の高度化・多様化に対応できるよう、医師・看護師・コメディカルを目指す学生及び救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れなど、地域の医療従事者への教育及び研修を実施することを求める。</p>	<p>1-3 教育研修事業</p> <p>医療の高度化・多様化に対応できるよう、医師・看護師・コメディカルを目指す学生及び救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れ等、地域の医療従事者への教育及び研修を実施する。</p>	<p>1-3 教育研修事業</p> <p>医療の高度化・多様化に対応できるよう、医学生や岐阜県立看護大学及び岐阜県立看護専門学校等の学生やコメディカル並びに救急救命士に対する教育、臨床研修医への研修など、地域の医療従事者への教育及び研修を実施する。</p>
<p>3-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実</p> <p><u>臨床研修指定病院として、臨床研修医の積極的な受入れを行うとともに、岐阜県医師育成・確保コンソーシアム等と連携し、臨床研修医の資質向上を図ること。</u></p> <p><u>また、専門研修プログラムの連携施設として、専攻医の育成に努めること。</u></p>	<p>1-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実</p> <p>(1) <u>臨床研修医の養成及び県内定着化の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜大学医学部附属病院、岐阜県総合医療センター及びその他の県内臨床研修病院等と連携し、当院の特徴を生かした臨床研修プログラムにより、臨床研修医の資質向上を図る。 ・初期臨床研修期間終了後、引き続き当院での研修が継続できるよう取り組み、当院の定着化を推進する。 ・他の臨床研修病院からの臨床研修医を積極的に受け入れ、地域医療を目指す医師の養成に努める。 	<p>1-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実</p> <p>(1) 地域医療を目指す医師の養成</p> <p>他の臨床研修病院からの臨床研修医を積極的に受け入れ、地域医療を目指す医師の養成に努める。</p> <p>また、臨床研修制度に基づき計画された独自の臨床研修プログラムの充実にも努めるほか、初期臨床研修期間終了後の臨床研修プログラムの開発にも努める。</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	(2) 専攻医の育成等 ・専門研修プログラムの連携施設として基幹施設からの専攻医受け入れを積極的にを行い、専門医研修に協力する。	(2) 臨床研修医の県内定着化の促進 岐阜大学医学部附属病院、岐阜県総合医療センター及びその他の県内臨床研修病院等と連携し、臨床研修医の県内定着化を促進する。
3-3-2 医師・看護師・コメディカルを目指す学生、救急救命士等に対する教育の実施	1-3-2 医師・看護師・コメディカルをめざす学生、救急救命士等に対する教育の実施	1-3-2 医師・看護師・コメディカルを目指す学生、救急救命士等に対する教育の実施
医学生、岐阜県立看護大学、岐阜県立衛生専門学校、岐阜県立看護専門学校等の学生及びコメディカルを目指す学生の実習の受入れ、救急救命士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実を図ること。	(1) 医学生、看護学生やコメディカルを目指す学生の実習受入れ ・看護学生の病院実習の受入れ体制の充実、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等のコメディカルを目指す学生の積極的な受入れを行う。 (2) 救命救急士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実 ・救急救命士などの病院実習の積極的な受入れ及び研修体制の充実を図る。	(1) 医学生、看護学生やコメディカルを目指す学生の実習受入れ 看護学生の病院実習の受入れ体制の充実に努める。 また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等のコメディカル学生についても積極的に受入れを行う。 (2) 救急救命士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実 救急救命士などの病院実習の受入れ及び研修体制の充実に努める。
3-4 地域支援事業	1-4 地域支援事業	1-4 地域支援事業
地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう、地域への支援を行うことを求める。	地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう地域への支援を行う。	地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう、地域への支援を行う。
3-4-1 地域医療への支援	1-4-1 地域医療への支援	1-4-1 地域医療への支援
地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、高度医療機器の共同利用の促進、開放病床の利用促進など、 <u>飛騨圏域南部の基幹病院</u> として地域医療の確保に努めること。 医師不足地域や医師不足診療科、 <u>へき地診療所等への人的支援を含む診療支援を充実させ、地域医療の確保に努めること。</u> <u>へき地医療拠点病院として、代診医師の派遣や巡回診療などへき地診療所等への支援機能を充実させること。</u> また、 <u>岐阜大学医学部及び岐阜県総合医療センターと連携し、地域医療学の研究と地域医療に携わる医師の養成を図ること。</u>	(1) 地域医療水準の向上 ・二次救急医療体制の課題検討のため、下呂市及び中津川市消防本部と当院医師及びコメディカルとの情報交換会を開催し、症例発表や講演会を通じた地域メディカルコントロールの連携強化を図る。 ・飛騨地域メディカルコントロール協議会感染防止部会に参加し、共同して病院前救護における感染対策活動に取り組む。 ・病診連携を推進し、開業医との情報交換を積極的に行うとともに、高度医療機器や開放型病床の利用促進により地域医療の向上を図る。 (2) 医師不足地域や医師不足診療科、 <u>へき地診療所等への人的支援を含む診療支援による地域医療の確保</u> ・飛騨及び中濃地域のへき地診療所や医師不足地域の医療機関等への	(1) 地域医療水準の向上 地域医療研究研修センターでは、岐阜大学地域医療医学センター及び岐阜県総合医療センターとの密接な連携の下に、二次医療圏における医療提供体制の課題と解決策に関する調査研究及び当院を実践フィールドとした地域医療学の研究を行うことで、地域医療を担う医師の養成に取り組む。 また、二次救急体制の課題検討のため、下呂市及び中津川市消防本部と当院医師及びコメディカルとの情報交換会を開催し、症例発表や講演会を通じて地域メディカルコントロールの連携強化を図る。 病診連携を推進し、開業医との情報交換を積極的に行うとともに、高度医療機器や開放型病床の利用促進により地域医療の向上を図る。 (2) 医師不足地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援 飛騨及び中濃地域のへき地診療所や医師不足地域の医療機関への診療支援を行う。

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	<p>診療支援を行う。</p> <p>(3) <u>地域医療学の研究及び地域医療に携わる医師の養成</u> ・岐阜大学地域医療医学センター及び岐阜県総合医療センターとの密接な連携のもとに、二次医療圏における医療提供体制の課題と解決策に関する調査研究及び当院を実践フィールドとした地域医療学の研究を行うなど、地域医療を担う医師の養成に取り組む。</p>	<p>(3) <u>へき地医療拠点病院としての地域医療支援</u> へき地医療拠点病院として地域医療の全てに取り組むとともに、飛騨南部地域の中心的役割を担い、へき地医療のモデル的病院としてその成果を県内に還元していく。 新卒看護職員卒後研修や再就職支援研修への地域の医療機関からの参加を可能にするほか、緩和ケア、脳卒中、褥瘡、栄養、摂食嚥下等様々な領域において看護実践能力の向上を支援する。</p>
<p>3-4-2 社会的な要請への協力</p> <p>法人が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣などの社会的な要請に対し、積極的な協力を行うこと。</p>	<p>1-4-2 社会的な要請への協力</p> <p>医療に関する鑑定や調査、講師派遣など社会的な要請に対する協力を行う。</p>	<p>1-4-2 社会的な要請への協力</p> <p>医療に関する鑑定や調査、講師派遣などの社会的な要請に対する協力を行う。</p>
<p>3-4-3 保健医療情報の発信</p> <p>県民の健康意識の醸成を図るため、専門医療情報など病院が有する保健医療情報について、県民を対象とした公開講座やホームページなどにより情報発信を行うこと。</p>	<p>1-4-3 保健医療情報の提供・発信</p> <p>(1) <u>公開講座、医療相談会等の定期的開催</u> ・一般市民向けの公開講座や医療に関する相談会を定期的に開催し、保健医療・各種福祉制度に関する情報の提供や発信する。</p> <p>(2) <u>保健医療、健康管理等の情報提供</u> ・病院が有する保健医療情報を、病院広報誌「健康と医療」の発行やホームページなどによる情報発信を行う。 ・地域住民を病院に招いて色々な医療機器の見学・説明等や、最近の医療の進歩等の講演会を行うなど病院を知ってもらう活動に取り組む。 ・将来の職業選択に役立てるよう、中学生・高校生対象に医療職従事者の業務体験の開催する。</p>	<p>1-4-3 保健医療情報の提供・発信</p> <p>(1) <u>公開講座、医療相談会等の定期的開催</u> 一般市民向けの公開講座や医療に関する相談会を定期的に開催し、保健医療・各種福祉制度に関する情報の提供や発信を行う。</p> <p>(2) <u>保健医療、健康管理等の情報提供</u> 岐阜県立下呂温泉病院広報誌「健康と医療」を発行するとともに、病院が有する保健医療情報についてもホームページで公開するよう努める。 地域住民を病院に招いて色々な医療機器の見学・説明等や、最近の医療の進歩等の講演会を行う病院まつりの開催など、病院を知ってもらう活動に取り組む。 また、中学生を対象に、医療職従事者の業務を体験してもらい、将来の職業選択に役立ててもらおう。</p>
<p>3-5 災害発生時における医療救護</p> <p>災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフの派遣など医療救護を行うことを求める。</p>	<p>1-5 災害等発生時における医療救護</p> <p>災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフの派遣など医療救護を行う。</p>	<p>1-5 災害等発生時における医療救護</p> <p>災害等への日頃からの備えを行うとともに、災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフの派遣等の医療救護を行う。</p>
<p>3-5-1 医療救護活動の拠点機能の充実</p> <p>災害等発生時には、岐阜県地域防災計画に基づき、患者の受け入れや医療スタッフの現地派遣など本県あるいは飛騨圏域南部の医療救護活動の拠点機能を担うこと。</p>	<p>1-5-1 医療救護活動の拠点機能の充実</p> <p>(1) <u>医療救護活動の拠点機能の充実</u> ・岐阜県地域防災計画に基づき、又は自らの判断で、岐阜県あるいは飛騨圏域南部地域の医療救護活動拠点機能を担うとともに、災害等の発生時には屋上ヘリポートを使用したドクターヘリの活用による患者の受け入れなど求められる機能を発揮する。</p>	<p>1-5-1 医療救護活動の拠点機能の充実</p> <p>(1) <u>医療救護活動の拠点機能の充実</u> 岐阜県地域防災計画に基づき、又は自らの判断で、岐阜県あるいは飛騨圏域の医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害等の発生時には屋上ヘリポートを使用したドクターヘリ等の活用により患者の受</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には免震構造を持つ病院施設としての機能を十分発揮できるよう近隣公共施設を所有する下呂市と連携し災害・救援訓練を実施する。 ・災害発生時のライフラインを確保するため、上水道停止時の代替供給方法を検討する。 <p>(2) 原子力災害時における医療従事者派遣要請への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時には放射線身体汚染検査の実施可能な医療機関としてサーベイメータ(放射線測定器)を用いたスクリーニング検査を行える体制を整備し、訓練に努める。 	<p>入れ等求められる機能を発揮する。</p> <p>また、災害時には免震構造を持つ病院施設としての機能を十分発揮できるよう、近隣公共施設を所有する下呂市とともに災害・救援訓練を実施する。</p> <p>(2) 原子力災害時における医療従事者派遣要請への対応</p> <p>岐阜県地域防災計画(原子力災害対策計画)では、飛騨南部地域が原子力災害対策強化地域(実効線量が年間20ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域)とされていることから、岐阜県からの要請に対応できるよう、原子力災害時には放射線身体汚染検査の実施可能な医療機関としてサーベイメータ(放射線測定器)等によるスクリーニングを行える体制を整え、訓練等に努める。</p>
<p>3-5-2 被災時における病院機能維持のための準備体制の充実</p> <p>大規模災害等緊急事態を想定した業務継続計画(BCP)の継続的な見直し及び訓練等を実施すること。</p>	<p>1-5-2 被災時における病院機能維持のための準備体制の充実</p> <p>(1) 診療継続計画の継続的な見直し及び訓練等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルで業務継続計画(BCP)の継続的な見直しを行う。 ・訓練等の実施により様々な想定事案への対応能力を高めていく。 <p>(2) 診療情報バックアップシステムの適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害等により医療総合情報システムが利用できなくなった場合でも、診療情報の利用を可能とするバックアップシステムを構築するなどシステムの適正な管理に努める。 	<p>1-5-2 被災時における病院機能維持のための準備体制の確立</p> <p>(1) 診療継続計画の作成及び訓練等による体制の整備</p> <p>診療継続計画を作成し、大規模災害等緊急事態においても病院としての機能を十分発揮できるよう緊急時における参集手段の確保、非常用自家発電等の燃料及び医療物資(医薬品、診療材料、給食材料等)の備蓄等、災害時医療体制の充実強化に努めるほか、訓練等による検証を行う。</p> <p>(2) 診療情報のバックアップシステムの構築</p> <p>現在、診療情報は二重に保存することに加え免震構造の建物により確保しているが、更に大規模災害時において過去の診療データを失わないようなシステム構築を行う。</p>
<p>3-5-4 新型インフルエンザ等発生時における役割の発揮</p> <p>新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。)発生時には、指定地方公共機関として、業務計画に基づき、新型インフルエンザ等の患者の外来診療・入院の受入れ、重症症例の治療等を行うこと。</p>	<p>1-5-4 新型インフルエンザ等発生時における役割の発揮</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等発生時における受入れ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務計画を定期的に見直し、職員への周知などにより受入体制の充実を図る。 ・必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検を実施する。 <p>(2) 業務計画等に基づく職員への教育及び訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生時において速やかに対処できるよう職員 	<p>1-5-3 新型インフルエンザ等発生時における役割の発揮</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等発生時における受入れ体制の整備</p> <p>新型インフルエンザなどの新たな感染症の集団発生に備えた受入れ体制を整備、必要な物資・資材を確保、施設・設備を点検するなど、岐阜県と連携して県立病院として医療的な危機対応を行う。</p> <p>(2) 業務計画等に基づく職員への教育及び訓練の実施</p> <p>新型インフルエンザ等発生時において速やかに対処できるよう職員</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	への教育及び訓練等による検証を行う。	への教育及び訓練等を実施し、計画の検証を行う。
4 業務運営の改善及び効率化に関する事項	2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組	2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組
4-1 効率的な業務運営体制の確立	2-1 効率的な業務運営体制の確立	2-1 効率的な業務運営体制の確立
自主性・効率性・透明性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かし、業務運営の改善及び効率化に努めることを求める。	自主性・効率性・透明性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かし、業務運営の改善及び効率化に努める。	自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かし、業務運営の改善及び効率化に努め、生産性の向上を図る。
4-1-1 組織体制の充実	2-1-1 簡素で効果的な組織体制の確立	2-1-1 効果的な組織体制の確立
医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、組織・業務体制の改善及び充実を図ること。	(1) 組織体制の充実 ・理事長のリーダーシップが発揮できる組織体制の充実を図る。 ・現体制の維持と今後の組織体制について検討する。	(1) 効率的かつ効果的な組織体制の充実 理事長のリーダーシップの下、当院の理念を職員全員が理解し、その実現に向けて組織的に取り組むため、次のとおり職種間のコミュニケーションや相互連携を深める。 ・幹部会を活用し、組織の意志を明確にするとともに、管理会議等で情報共有を図る。 ・職員一人ひとりが医療スタッフ毎の役割と義務を自覚し、職務に取り組む。
ICT(情報通信技術)などの活用とアウトソーシングを適切に進めるとともに、経営効率の高い業務執行体制の充実を図ること。	(2) アウトソーシングの導入等による合理化の推進 ・定期的な業務についてはアウトソーシングを導入することにより各種事務の合理化を進める。 ・読影作業の委託化(インターネットを用いた遠隔読影)に取り組む。	(2) 各種業務のIT化の推進 人事給与システム、旅費システム、経営管理システムなどITを活用した各種事務合理化を進める。
	(3) ICTの活用等による経営効率の高い業務執行体制の充実 ・ICTの活用により、経営効率の高い業務執行体制の充実を図る。 ・病院経営情報分析システムや新人事給与システムなどITを活用し各種事務の合理化を進める。	(3) アウトソーシング導入による合理化 定期的な業務についてはアウトソーシングを導入することにより各種事務合理化を進めるほか、読影作業の委託化(インターネットを用いた遠隔読影)に取り組む。
	※(5) 危機管理事案等発生時における情報共有体制の確立は、9-4内部統制へ移動	(4) 経営効率の高い業務執行体制の充実 経営企画機能を強化することで、経営効率の高い業務執行体制を充実するとともに、職員の意見が反映されやすい風通しの良い組織運営に努める。また、定年を迎えた職員のうち、病院経営に寄与すると認められる職員の再雇用に努める。
		(5) 危機管理事案等発生時における情報共有体制の確立 危機管理事案発生時には、病院全体で対応できるよう、幹部会などを活用した速やかな情報共有体制の構築を図るとともに、関係機関への適切な情報提供を行う。

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
<p>4-1-2 診療体制及び人員配置の弾力的運用</p> <p>医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、職員配置の在り方を検証し、弾力的に運用すること。</p> <p>また、非常勤医師など常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用による、効果的な医療の提供に努めること。</p>	<p>2-1-2 診療体制及び人員配置の弾力的運用</p> <p>(1) 人員配置の検証及び弾力的運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療需要の変化や患者の動向に迅速に対応するため、診療科の変更や医師・看護師等の配置の弾力的運用に努める。特に看護師については業務量に応じ柔軟な職員配置を行う。 医療ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう非常勤医師を活用する。 また、病棟薬剤業務実施加算の取得に向けて、薬剤師等を確保し、マニュアルや業務の具体的内容等を整備するとともに、薬剤師の病棟配置について検討を行う。 その他、障がい者雇用に努め、適切な職員配置を促進する。 <p>(2) 効果的な体制による医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 職種の特長に基づき、多様な勤務形態の非常勤専門職を活用することで、効率的に医療を提供する。 医師の事務負担軽減を図るため、医師事務作業補助者の業務の質の向上及び計画的な配置を行う。 <p>(3) 3法人間の人事交流による適正な職員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立多治見病院間での人事交流を積極的に行うことで、適正な人員配置を実現する。 	<p>2-1-2 診療体制及び人員配置の弾力的運用</p> <p>(1) 弾力的運用の実施</p> <p>医療需要の変化や患者の動向に迅速に対応するため、診療科の変更や医師・看護師等の配置の弾力的運用に努める。特に看護師については業務量に応じ柔軟な職員配置を行う。</p> <p>また、病棟薬剤業務実施加算の取得に向けて、薬剤師等を確保し、マニュアルや業務の具体的内容等を整備するとともに、薬剤師の病棟配置について検討を行う。</p> <p>その他、障がい者雇用に努め、適切な職員配置を促進する。</p> <p>(2) 効果的な体制による医療の提供</p> <p>職種の特長に基づき、多様な勤務形態の非常勤専門職を活用することで、効率的に医療を提供する。</p> <p>医師事務作業補助者の業務の質の向上、病棟事務補助者の設置に努める。</p> <p>(3) 3法人間の人事交流による適正な職員配置</p> <p>地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立多治見病院との間での人事交流を積極的に行うことで、適正な人員配置を実現する。</p>
<p>4-1-3 人事評価システムの早期構築及び運用</p> <p>人事評価システムにより職員の業績、職務能力、職責等を公正に評価し、職員の意欲が引き出される公平かつ客観的な人事制度の構築及び運用に努めること。</p>	<p>2-1-3 人事評価システムの早期構築及び運用</p> <p>(1) 人事評価システムの早期構築及び運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の実績や能力を職員の給与に反映し、職員の人材育成及び人事管理に活用するための公正で客観的な人事評価制度を構築及び運用する。 	<p>2-1-3 人事評価システムの構築</p> <p>職員の実績や能力を職員の給与に反映し、職員の人材育成及び人事管理に活用するための公正で客観的な人事評価制度を構築する。</p>
<p>4-1-4 事務部門の専門性の向上</p> <p>事務部門において、病院特有の事務に精通した職員の確保及び育成により、専門性の向上を図ること。</p>	<p>2-1-4 事務部門の専門性の向上</p> <p>(1) 事務部門職員の確保及び育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院特有の事務に精通し、法人の事務及び経営の中心となる職員を計画的に確保するとともに、診療報酬事務、病院経営等の専門研修に積極的に出席させるなど、事務部門の専門性の向上に努める。 	<p>2-1-4 事務部門の専門性の向上</p> <p>病院特有の事務に精通し、法人の事務及び経営の中心となる職員を計画的に確保するとともに、職員には診療報酬事務、病院経営等の専門研修に積極的に出席させるなど、事務部門の専門性の向上に努める。</p> <p>事務部門における診療部門の支援・強化を図るため、事務職員の診療情報管理士及び医療情報技師の資格取得を支援する。</p>
<p>4-1-5 コンプライアンス(法令等の遵守)の徹底</p> <p>職員一人ひとりが誠実かつ公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンスを徹底し、適正な病院運営を行うこと。</p>	<p>2-1-5 コンプライアンス(法令等の遵守)の徹底</p> <p>(1) 業務執行におけるコンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法(昭和23年法 	<p>2-1-5 コンプライアンス(法令や倫理の遵守)の徹底</p> <p>県立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法(昭和23年法律第205号)をはじめとする関係法令を遵守するとともに、医療情報の</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	<p>律第205号)をはじめとする関係法令を遵守するとともに、医療情報の情報開示については、岐阜県個人情報保護条例(平成10年岐阜県条例第21号)及び岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56条)に基づき、適切に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員に対しては、コンプライアンスについて研修するなど意識啓発に関する取組を実施するほか、監事監査や内部監査などによる検証・評価に努める。 	<p>情報開示については、岐阜県個人情報保護条例(平成10年岐阜県条例第21号)及び岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56条)に基づき、適切に対応する。</p> <p>職員に対しては、コンプライアンスについて研修するなど意識啓発に関する取組を実施するほか、監事監査や内部監査などによる検証・評価に努める。</p>
<p>4-1-6 適切な情報管理 職員の情報セキュリティに対する意識向上やセキュリティ監視機能の充実・強化等、情報セキュリティ対策に努めること。</p>	<p>2-1-6 適切な情報管理</p> <p>(1) 情報セキュリティ監視機能の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 院内ネットワークに接続された端末・ユーザを一元管理するシステムを導入し、各端末の状態を定期的に確認し、異常発生時に速やかに対応できる環境を整備する。 <p>(2) 情報セキュリティに対する意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己点検及び院内研修の実施等により、職員の情報セキュリティ意識の向上を図る。 	<p>2-1-6 適切な情報管理</p> <p>情報セキュリティ基本方針・対策基準に基づく業務の情報セキュリティ対策の充実及びチェック体制の確立に努めるとともに、職員等を対象に院内研修を実施し情報セキュリティ意識の向上を図る。</p>
<p>4-2 業務運営の見直しや効率化による収支の改善 地方独立行政法人制度の特徴を生かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図ることを求める。</p>	<p>2-2 業務運営の見直しや効率化による収支改善 地方独立行政法人制度の特徴を活かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図る。</p>	<p>2-2 業務運営の見直しや効率化による収支改善 地方独立行政法人制度の特徴を生かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図る。</p>
<p>4-2-1 多様な契約手法の導入 透明性・公平性の確保に十分留意しつつ、<u>複数年契約</u>など多様な契約手法を導入し、契約事務の合理化を図ること。</p>	<p>2-2-1 多様な契約手法の導入</p> <p>(1) 調達効率化及び適正な契約事務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数年契約などの多様な契約手法の導入により、契約事務の集約化・簡素化・迅速化を図る。 より有利な契約交渉を実践していくために、ベンチマークシステムの導入、地域に隣接する他病院との共同購入体制の可否等を検討・協議する。 既に締結した保守契約については、常に見直しを行い、病院全体として支出を抑えていくよう精査を行う。 薬剤・診療材料の購入にあたっては、より安価に購入するよう努める。 	<p>2-2-1 多様な契約手法の導入</p> <p>民間病院の取組を参考に、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法の導入により、契約事務の集約化・簡素化・迅速化を図る。</p> <p>特に、高度医療機器については、購入後のメンテナンス費用も考慮する必要があることから、メンテナンスも含めた入札及び契約方法の導入について検討を行う。</p> <p>また、既に締結した保守契約については、常に見直しを行い、病院全体として支出を抑えていくよう精査を行う。</p> <p>薬剤・診療材料の購入にあたっては、より安価に購入するよう努める。</p>
<p>4-2-2 収入の確保 病床利用率など収入確保につながる数値目標を設定し、<u>地域社会のニーズ</u>に即した病院経営を行うことにより、<u>その達成</u>を図ること。 また、<u>人間ドックや健康診断等の積極的な受入れ</u>、<u>未収金の発生防止</u>や</p>	<p>2-2-2 収入の確保</p> <p>(1) 効果的な病床管理、医療機器の効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 病床利用率については、常勤医師の確保により入院患者数の増加を目指すとともに、病棟ごとの稼働率を常に把握し、病院全体として効 	<p>2-2-2 収入の確保</p> <p>(1) 効果的な病床管理、医療機器の効果的な活用</p> <p>病床利用率については、常勤医師の確保により入院患者数の増加を目指すとともに、病棟ごとの稼働率を常に把握し、病院全体として効</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
<p>早期回収により収入の確保に努めること。 さらに、安定した経営を維持するため、国の医療制度改革や診療報酬改定等に速やかに対応すること。</p>	<p>効率的な活用ができるよう病床管理を徹底する。 病床利用率の指標を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> また、開放型病床の活用を努め、地域の医療機関と共同で治療を行うことにより、病診連携の強化とともに収益確保を図る。 医療機器については、医師確保により稼働率の向上を目指すとともに、有効活用の視点から開業医等の受託促進に努める。 下呂市健診・検診の拡大や受診者ニーズを踏まえた健診コースの多様化等により収入の確保に努める。 <p>(2) 未収金の発生防止対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的制度を可能な限り利用し、患者窓口負担の軽減を図るといった未収金の発生防止策を進めるほか、発生した未収金に対しては、分納制度等の支払いやすい方法を提示して、未収金の回収に努める。 医療費の支払方法や患者の利便性の向上など未収金の発生を抑制する方策を検討する。 使用料・手数料についても、県内の公立病院及び民間病院の状況を把握することで、適正な使用料・手数料の算定ができるよう努める。 <p>(3) 医療資源を最大限活用した施設基準の適正管理 非常勤医師の常勤化や経験年数の長い医師の確保等により新たな施設基準の取得を目指す。 病院経営情報分析システムのベンチマーク機能により、診療報酬内容を点検、分析することで増収を図る。</p> <p>(4) 国の医療制度改革や診療報酬改定等の迅速な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の医療制度改革や診療報酬改定等については、情報収集を行い速やかに対応する。 	<p>率的な活用ができるよう病床管理を徹底する。 また、開放型病床の活用を努め、地域の医療機関と共同で治療を行うことにより、病診連携の強化とともに収益確保を図る。 医療機器については、医師確保により稼働率の向上を目指すとともに、有効活用の視点から開業医等の受託促進に努める。</p> <p>(2) 未収金の発生防止対策等</p> <p>公的制度を可能な限り利用し、患者窓口負担の軽減を図るといった未収金の発生防止策を進めるほか、発生した未収金に対しては、分納制度等の支払いやすい方法を提示して、未収金の回収に努める。使用料・手数料については、県内の公立病院及び民間病院の状況を把握することで、適正な使用料・手数料の算定ができるよう努める。</p> <p>(3) 施設基準の取得 非常勤医師の常勤化や経験年数等の資格を満たした医師の確保、医療スタッフの採用等により病棟薬剤業務実施加算等の新たな施設基準の取得を目指す。</p> <p>(4) 国の医療制度改革や診療報酬改定等の迅速な対応 国の医療制度改革や診療報酬改定等については、情報収集を行い速やかに対応する。</p>
<p>4-2-3 費用の削減</p>	<p>2-2-3 費用の削減</p>	<p>2-2-3 費用の削減</p>
<p>医薬品・診療材料等の購入方法の見直し、在庫管理の徹底、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の採用などにより費用の削減に努めること。</p>	<p>(1) 医薬品・診療材料等の購入方法の見直し、適正な在庫管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 医薬品・診療材料及び消耗品については、物流管理システムによる在庫管理を徹底する。加えて、新規品目採用時には、原則として類似品目を廃止することで、費用の削減を図る。 医薬品、診療材料の採用については、各部署・事務局が一体となって採用品目を協議検討し、効率が悪く費用対効果の少ない品目については積極的に各委員会にて採用変更を諮り、費用の削減を図る。 	<p>(1) 在庫管理の徹底等</p> <p>薬剤・診療材料及び消耗品については、物流管理システムによる在庫管理を徹底するとともに、新規品目採用時には、原則として類似品目を廃止することで、費用の削減を図る。 また、5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動を推進することにより、作業効率の向上や不要在庫の減少などコスト削減に努める。</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	<p>(2) 後発医薬品の使用促進 ・有効性・安全性や医薬品の使用数量、使用金額や使用状況を考慮し、後発医薬品への変更など後発医薬品の使用を促進する。</p> <p>(3) 経営改善に向けた具体的取組に対する全職員の参画意識の醸成 経営情報を職員間で共有することで、職員全員の経営意識を向上させ、一層の費用削減に繋げる。また、常にコストを意識し、経費、試薬、消耗品の節約に努める。</p>	<p>(2) 後発医薬品の効率的採用 有効性・安全性を考慮しつつ、先発医薬品を後発医薬品に変えるよう努める。</p> <p>(3) 経営意識の向上 経営情報を職員間で共有することで、職員全員の経営意識を向上させ、一層の費用削減に繋げる。また、常にコストを意識し、経費、試薬、消耗品等の節約に努める。</p> <p>(4) 内部牽制機能の強化 より安価でより効率的な執行に努めるとともに、内部牽制機能を強化することで、安易な執行の抑制を図る。</p>
5 財務内容の改善に関する事項	3 予算(人件費の見積含む。)、収支計画及び資金計画	3 予算(人件費の見積含む。)、収支計画及び資金計画
	<p>「2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間の各年度の損益計算において、減価償却前収支の黒字化を達成し、中期目標期間の最終年度までに経常収支比率100%以上、医療収支比率〇〇%以上及び職員給与費対医療収益比率〇〇%以下を達成する。</p>	<p>「2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標の期間の最終年度までに、経常収支比率を100%以上、医療収支比率を100%以上及び職員給与費対医療収益比率を60%以下とすることを旨とする。なお、医療収支比率については、平成29年度から適用する。</p>
5-1 経常収支比率等	3-1 予算(2020年度～2024年度)	3-1 予算(平成27年度～平成31年度)
<p>業務運営の改善及び効率化を効果的に進めることで、中期目標期間の各年度の損益計算において、減価償却前収支の黒字化を達成し、中期目標期間の最終年度までに経常収支比率100%以上を達成すること。 医療収支比率については、同規模の全国自治体病院の平均値等を参考に、適切な目標を定め、中期目標期間の最終年度までに達成すること。</p>		
5-2 職員給与費対医療収益比率	3-2 収支計画(2020年度～2024年度)	3-2 収支計画(平成27年度～平成31年度)
<p>職員給与費対医療収益比率については、同規模の全国自治体病院の平均値等を参考に、適切な目標を定め、人件費の適正化に努めるなど、中期目標期間の最終年度までに達成すること。</p>		
	3-3 資金計画(2020年度～2024年度)	3-3 資金計画(平成27年度～平成31年度)
	4 短期借入金の限度額	4 短期借入金の限度額
	5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	7 剰余金の使途	7 剰余金の使途
	8 料金に関する事項	8 料金に関する事項
6 その他業務運営に関する重要な事項	9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
6-1 職員の勤務環境の向上	9-1 職員の勤務環境の向上	9-1 職員の就労環境の向上
<p>働き方改革を実現するため、労務管理を適正に行うとともに、医療従事者等職員の必要数確保、柔軟な勤務形態の導入、育児支援体制の充実など、職員の勤務環境の改善に取り組むこと。</p> <p>特に、医師の業務負担軽減や労働時間短縮のため、医師事務作業補助者の充実を図るなど、タスク・シフティング(業務の移管)の推進等国の指針に基づいた取組を着実に実施すること。</p> <p>また、職員の意見が反映される仕組みの充実を図り、病院で働く全ての職員が誇りを持って職責が果たせるよう、やりがいの創出に努めること。</p>	<p>(1) 育児・介護との両立支援や離職防止・復職支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休暇・介護休暇を取得しやすい環境を整備する。 ・土曜保育の継続実施など、院内保育施設の維持を図り、育児中の職員を支援する。 ・医師・薬剤師・看護師など医療職の人材不足を補うことで、職員の労働にかかるとの負担を軽減し、離職防止を図る。 ・同一労働同一賃金の考えのもと、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との格差を是正することで、非正規職員の離職防止・復職を図る。 <p>(2) 働き方改革の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の適正把握を行い、職員が健康的に働けるようにする。 ・部門内や担当内で業務が特定の者に集中しないよう、事務分掌の適正化を行っていく。 ・年次有給休暇の年5日間の取得義務化に伴い、休暇の取りやすい環境を整備するよう努める。 ・医師の業務負担軽減や労働時間短縮のため、医師事務作業補助者の充実や特定行為看護師の育成、活用に努めるなど、タスク・シフティングの推進に向けた取組を実施する。 ・時間外勤務の事前命令・事後確認の徹底、電子カルテ等によるアクセスログ管理に加え、タイムカードを導入するなどし時間外勤務の適正化を図る。 <p>(3) 職員のモチベーション向上に資する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度を活用し意欲をもって働くことができる環境を整備する。 ・職員研修を中・長期的展望をもって計画・実施することにより、資質を向上させ職員の意識改革を図る。 	<p>(1) 職員の就労環境の整備</p> <p>医療従事者の業務負担を軽減するため、必要な人数の確保に努めるとともに、時間外勤務の縮減等の勤務環境の改善を図る。また、職員の実情に応じた柔軟な勤務形態の導入等次の対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変則2交代制や2交代制等、多様な勤務形態の導入による人員の確保に努め、看護職員の業務負担の軽減を図る。 ・院内相談窓口の機能を強化する。 ・ワークライフバランスの向上、労務管理の手引き書作成とその研修実施等、就労環境の整備を行う。 ・新卒看護職員卒後研修や再就職支援研修を開催し、看護実践能力の習得を支援する。 ・職員が高い意欲を持ち、能力を発揮できる病院を目指し、学会等へ参加する機会の確保と、病院内における研修会、講演会等の開催に努める。 <p>(2) 職員の健康管理対策の充実</p> <p>職員の身体面だけでなくメンタル面も含めた、心身の健康管理対策を充実する。</p> <p>(3) 院内保育施設の充実</p> <p>育児中の女性医師が夜間の診療業務に従事する際には、夜間保育を実施する等の対策を講じる。また、土曜保育について、継続して実施する。</p>
6-2 岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携	9-2 岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携	9-2 県及び他の地方独立行政法人との連携に関する事
<p>医師の診療応援や人事交流など、岐阜県及び岐阜県の設立した他の地方独立行政法人との連携を推進すること。</p>	<p>(1) 県との連携・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が開催する会議への出席や情報共有により、連携・強化を図る。 	<p>医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の人事交流等、岐阜県及び岐阜県が設立した他の地方独立行政法人との連携を推進する。</p>

第3期中期目標(案)【県作成】 (下線は第2期からの変更箇所)	第3期中期計画(骨子案)(2020～2024年度) (下線は第2期からの変更箇所)	第2期中期計画(H27～31年度)
	(2) 他の地方独立行政法人との連携・強化 ・医師の診療応援や人事交流など、岐阜県の設立した他の地方独立行政法人との連携を推進する。	
6-3 施設・施設機器の整備 病棟などの施設整備や医療機器整備については、県民の医療需要、費用対効果、医療技術の進展などを総合的に勘案して計画的に実施すること。	9-3 施設・施設機器の整備 (1) 施設の計画的な整備 ・不足している職員の福利厚生機能等を持つ施設の整備については、経営状況を見ながら、慎重に検討を行う。 (2) 医療機器の計画的な更新 ・医療機器は、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に判断し、計画的な更新・整備を実施する。	9-3 医療機器・施設整備に関する事項 (1) 医療機器の計画的な更新・整備 医療機器は、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展等を総合的に判断し、計画的な更新・整備を実施する。 なお、次期中期計画期間中に更新を迎える医療総合情報システムについて準備を進めるために検討会を開催する。 (2) 施設の計画的な整備 不足している職員の福利厚生機能等を持つ施設の整備については、経営状況を見ながら、慎重に検討を行う。
6-4 内部統制の充実強化 <u>内部統制の充実強化を図るため、内部監査のほかモニタリングの結果を、リスクの評価・対応や法人の規程に適切に反映させるなど、内部統制の取組を着実に推進すること。</u> <u>また、危機管理事案等発生時には、理事長のリーダーシップを発揮し迅速かつ適正に対応すること。</u>	9-4 内部統制の充実強化 (1) <u>内部統制の取組</u> ・内部統制の充実強化を図るため、リスク管理への取組を推進する。 (2) <u>内部統制に対する監査及び評価</u> ・内部監査のほかモニタリングを行い、その結果をリスクの評価・対応や法人の規程に適切に反映させる。 (3) <u>災害等危機管理事案発生時における理事長の統制環境の充実強化</u> ・危機管理事案発生時には、理事長のリーダーシップを発揮し迅速かつ適正に対応できる環境を整備するとともに、透明性の確保に努める。また、病院全体で対応できるよう、幹部会などを活用した速やかな情報共有体制を維持・継続する。	
6-5 法人が負担する債務の償還に関する事項 法人は、岐阜県に対して負担する地方独立行政法人法第86条第1項に規定する債務の処理を確実にすること。	9-5 法人が負担する債務の償還に関する事項 法人が岐阜県に対し負担する債務の償還を確実にやっていく。	9-4 法人が負担する債務の償還に関する事項 法人が岐阜県に対し負担する債務の償還を確実にやっていく。